

**1. 事業者**

名 称	社会福祉法人 明見福祉会
代表者氏名	理事長 合 代 教 心
法人の所在地	福岡県嘉麻市下山田469-12
法人の電話番号	0948-53-1918
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

**2. 事業の目的**

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと。

**3. 運営方針**

- (1) 保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

**4. 保育所の概要**

名 称	明見保育園（あけみほいくえん）		
所 在 地	福岡県嘉麻市下山田469-12		
電話番号	0948-53-1918	ホームページ	<a href="https://akemi-ed.jp">https://akemi-ed.jp</a>
開設年月日	昭和14年4月1日		
施設長名	合 代 さ ゆ り		
利用定員	0歳児 4名	1・2歳児 20名	3・4・5歳児 36名 計60名
職員数	16名		
特別保育の実施状況	障がい児保育 一時預かり保育（自主事業）		
嘱託医	（内科）糸田町立緑ヶ丘病院小児科医 野村和代（歯科）田中歯科医院 歯科医 田中芳浩		

**5. 保育を提供する日、時間及び休所日**

開園日・開園時間	月曜日から土曜日まで・7時15分から18時15分まで
保育標準時間認定に係る保育時間	7時30分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間
保育短時間認定に係る保育時間	8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間
休園日	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）

**6. 施設の概要**

面 積	敷地全体	1455.05㎡
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
	延べ床面積	737.73㎡
施設の内容	乳児室・ほふく室2室（面積113.84㎡）調乳室（5.0㎡）調理室（61.2㎡） 保育室4室（182.13㎡）屋外遊戯場（715.93㎡）園児用トイレ3か所	

**7. 職員体制（令和4年4月1日現在）**

職名	14人数（勤務形態）	正規の勤務時間帯
園長	1人 常勤	午前8時～午後6時15分内
主任保育士	1人 常勤	午前8時～午後6時15分内
保育士	8人 常勤 8名	午前7時15分～午後6時15分（シフト制）
調理員	3人 常勤 2名 非常勤 1名	午前8時00分～午後5時00分
准看護師・事務・補助	1人 常勤 1名	午前7時15分～午後6時15分（シフト制）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 8. 提供する保育等の内容

- (1) 保育の提供 上記「5. 保育を提供する日、時間及び休園日」の時間において保育を提供します。  
※一日の生活、年間行事は別途配布の「入園のしおり」でご確認下さい。
- (2) 裸足保育の実施
- (3) 給食の提供 全園児、完全給食をおこないます  
※献立の内容については、毎月月末に翌月の献立表を配布します。  
※アレルギー食物の除去、解除については主治医意見書の指示に基づいて実施します。

## 9. 保護者の負担について

- (1) 利用者負担額（保育料）  
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が決定した保育料をお支払いいただきます。
- (2) 実費徴収
- (1) の保育料のほか、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。
- ① 主食費 毎月1,000円（3歳児以上）
  - ② 副食費 毎月4,500円（2号認定園児・所得により免除有り）
  - ③ 保険代 年額 300円（全園児）※日本スポーツ振興センター保護者負担分
- その他、購入品・園外保育等についてご負担いただくことがあります（徴収額は年齢等によって異なります）
- (3) 延長保育料（保育短時間認定） 30分毎に100円  
保育短時間認定の方で、やむを得ない理由により通常の保育時間（8時間）を超えて保育が必要な場合は、7時30分から8時30分時まで又は16時30分から18時00分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

## 10. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 11. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先へ連絡を行い、状況に応じて医療機関に搬送します。

### 12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

### 13. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : 明見保育園  
説明者職名 : 園長 合代 さゆり



私は、本書面に基づいて明見保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 4年 4月 1日

園児名 : \_\_\_\_\_

保護者住所 : \_\_\_\_\_ 保護者名 : \_\_\_\_\_ 印

園児から見た続柄 : \_\_\_\_\_